



2016年7月28日

各 位

会 社 名 G C A サ ヴ ィ ア ン 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 渡 辺 章 博
(コード番号:2174 東証1部)
問 合 せ 先 I R 室 リ ー ダ ー 加 藤 雅 也
(TEL. 03-6212-7140)

欧州M&Aアドバイザーファームとの経営統合に関する会計処理について

2016年5月9日付「欧州M&Aアドバイザーファームとの経営統合に関するお知らせ」及び2016年6月8日付「欧州M&Aアドバイザーファームとの経営統合に向けた当社及びGA株式会社の株式交換契約締結に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社は2016年7月31日を効力発生日として、欧州の独立系M&AアドバイザーファームであるAltium Corporate Finance Group Limited（本社：英国。以下「アルティウム社」といいます。）との経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を完了する予定です。本経営統合は、当社の完全子会社であるGA株式会社（以下「GA社」といいます。）が、アルティウム社の全株式を現物出資により取得した上で、当社を株式交換完全親会社、GA社を株式交換完全子会社とする株式交換（株式対価による買収。以下「本株式交換」といいます。）を行うことにより実行される予定です。

本経営統合に関する会計処理について、下記のとおりとなる見込みですのでお知らせいたします。

記

- 1) 本経営統合の買収対価は当社株式であります。買収対価は下記のように計算されます。

新規発行株式総数 x 効力発生日の当社株式の東京証券取引所における終値
(効力発生日が休日ですので、その前営業日の7月29日の終値)

新規発行株式総数は11,614,200株の予定であり、効力発生日の当社株式の東京証券取引所における終値を850円と仮定しますと、買収対価は約100億円となります。

- 2) 2016年5月9日付「欧州M&Aアドバイザーファームとの経営統合に関するお知らせ」に記載しましたように、当社は、買収対価である新規発行株式について、アルティウム社の株主（以下「アルティウム株主」といいます。）との間で下記のとおりロックアップ合意書を締結しております。

(1) ロックアップ

各アルティウム株主の保有する当社株式については、その売却を原則として禁止します。ただし、希望者については本株式交換の効力発生日後4年間に亘り段階的に解除される下記ロックアップスケジュールに従い、下記(3)記載のとおり、当社の管理するプログラムに従って株式を売却することは可能とします。

各アルティウム株主の保有株式数の

12.5%に相当する部分本株式交換の効力発生日をもって制限解除

12.5%に相当する部分本株式交換の効力発生日から1年間を経過した日をもって制限解除

25.0%に相当する部分本株式交換の効力発生日から2年間を経過した日をもって制限解除

25.0%に相当する部分本株式交換の効力発生日から3年間を経過した日をもって制限解除

25.0%に相当する部分本株式交換の効力発生日から4年間を経過した日をもって制限解除

(2) 権利放棄

ロックアップ期間中に、アルティウム株主のうち一定の役職員が、自己都合で当社グループの役職員等から退職若しくは退任した場合（一定の経営幹部以外の者については、退職後12か月以内に競合企業に就職等した場合に限る。）、又は当社が重大な損害等を被るような犯罪行為をした場合には、当該役職員は、その保有する当社株式のうち、ロックアップが解除されていない当社株式を放棄し、当社は放棄された当社株式を無償で取得するものとするか、当該役職員は、当該株式に相当する金銭を当社に支払うものとします。

(3) 売却規制プログラム

アルティウム株主は、ロックアップ解除後の当社株式についても、取締役会の承認がある場合や、親族に売却する場合等を除き、その保有する当社株式を売却しようとする場合には、原則として、当社が設定する一定の売却規制プログラムに従って売却を行うことが求められるものとします。

3) 会計処理

M&Aに関する通常の会計処理では、上記1)の買収対価である約100億円と効力発生日におけるアルティウム社の時価純資産（10億円と仮定）の差額（この場合、約90億円）がのれん及び無形資産として計上されます。

しかしながら、本件において、上記2) (2)に記載のとおり、雇用契約が終了すると株式を返還する取り決めをしております。これは、M&Aアドバイザー事業は人財が主要な資産であるからです。すなわち、買収後に発生した人財の流出は買収対象であるアルティウム社の価値の減少を意味します。従いまして、そのような事態が発生した場合には、買収価格を下方修正することが当社の株主にとって最善の利益となります。一方で、会計処理としては、こうした取り決め（雇用契約終了による株式返還義務）がある株式付与は、買収対価ではなく株式報酬として計上するという指針が「国際会計基準 IFRS 3.A 条件付対価」にあり、日本基準においても、買収対価の下方修正ではなく、アルティウム社の役職員に対する株式報酬として計上すべきとの指導が専門家からありました。当社といたしましては、一時的に多額の費用を計上することになり、財務諸表利用者をミスリードするのではないかと懸念から、当会計処理について慎重に検討しました。その上で、株式付与対象者の一部がアルティウム社の旧株主でない役職員であることや、将来的に当社が国際会計基準を適用すること等、長期的及び保守的観点から総合的に勘案し、当会計処理を採用することといたしました。なお、これを意図したものではありませんが、当会計処理を適用することにより、早期の費用処理は4年後のROE（自己資本利益率）が大幅に改善されます。

当会計処理の詳細は下記のとおりとなります（なお、当会計処理は監査前のものであり、今後の監査により変更になる可能性があります）。

(1) のれんの計上

上記3)の会計処理では、上記2) (1)において「本株式交換の効力発生日をもって制限解除」としている12.5%に相当する部分の当社株式及び上記2) (2)の権利放棄が免除されている一部

の外部株主等に交付される当社株式のみが、本株式交換の買収対価として該当することになります。効力発生日におけるアルティウム社の純資産の公正価値を超える金額についてのれんを認識します。

買収対価を約 100 億円としますと約 15 億円が「会計上」の買収対価となり、効力発生日におけるアルティウム社の時価純資産が 10 億円であったと仮定した場合、5 億円がのれん及び無形資産として計上されることとなります。こののれんは 5 年間から 10 年間で定額償却する予定です。

(2) 株式報酬費用の計上

上記 3) (1) に記載された以外の部分の当社株式につきましては、上記 2) (2) に記載のとおり、自己都合で退職又は退任した場合等に「ロックアップが解除されていない当社株式を放棄するか、当該株式に相当する金銭を当社に支払う」とされていることから、株式交換のプロセスで交付された新株のうちロックアップの対象となっている部分については、上記 3) の会計処理に従って、将来の勤務に対する対価とされ、株式報酬として計上されることとなります。

買収対価を約 100 億円としますと、この株式報酬の費用金額は下記のとおりとなる見込みです。

(単位:億円)

	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年
1 年後に解除される 12.5%	5.1	7.1			
2 年後に解除される 25%	5.1	12.1	7.1		
3 年後に解除される 25%	3.4	8.1	8.1	4.7	
4 年後に解除される 25%	2.5	6.1	6.1	6.1	3.5
小計	16.0	33.4	21.3	10.8	3.5

なお、これらの費用は金銭の支出を伴わない会計上のものであり、実際のキャッシュフローベースでの収益に影響するものではありません。当社としましては、今後、当社の実態を表すキャッシュフローベースでのプロフォルマ (Non GAAP) の数値も積極的に開示してまいります。

注) 上記数値は、効力発生日の当社株価を 850 円、アルティウム社の時価純資産を 10 億円とした仮定によるものです。最終的な数値は確定次第お知らせいたします。

以上